

## 職員の懲戒処分について

軽井沢町は、地方公務員法の規定に基づき、下記のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

### 1 被処分者と処分内容

- |                    |         |          |    |
|--------------------|---------|----------|----|
| ① 当時の野生鳥獣対策係長（担当者） | 男性（60代） | 減給 10分の1 | 1月 |
| ② 申請当時の環境課長        | 男性（60代） | 訓告       |    |
| ③ 環境課長             | 男性（50代） | 訓告       |    |

### 2 処分事案の概要

- ① 令和7年度国庫補助金である「シカ特別対策事業補助金」及び「クマ出没防止対策事業補助金」について、担当者の誤った認識により事務処理を進めた結果、「シカ特別対策事業補助金」が全部取り消し、「クマ出没防止対策事業補助金」が一部減額となったものです。（事故発生日：令和8年3月25日）

### 3 処分日

令和8年5月12日

### 4 処分理由

「国庫補助金の全部取り消し及び一部減額」については、職員として当然尽くすべき確認事務を怠ったことが直接的な原因であり、これにより、事務の適正な執行が失われ、町民及び関係者の行政に対する信頼を著しく低下させました。

また、補助金の適正な管理が行われなかったことで、町の行政機能に対して疑念を抱く結果となりました。これらの行為については、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）に違反するため、地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、懲戒処分を課すことといたしました。

現在、環境課では、新規の補助金申請事務だけでなく、毎年度の補助金申請事務であっても、補助金交付要綱等を必ず再確認するとともに、チェックリストによる再点検を実施し、同様の事故を防止しています。

また、補助金の交付を受けるための分離発注の必要性や事業着手の時期についても、県の担当者に再確認を行ったうえで着手するなど二重確認をし、細心の注意をもって事務処理を行っています。

引き続き、職員の意識改革及び信頼される行政運営に努めてまいります。

#### 【地方公務員法第33条】

（信用失墜行為の禁止）

第33条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

#### 【地方公務員法第29条第1項】

（懲戒）

第29条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- (1) この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれらに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (3) 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

#### 本件に関する問い合わせ先

- 処分内容について：軽井沢町総務課人材育成係（担当）藤巻 電話：0267-45-8802  
メールアドレス：jinzai@town.karuizawa.nagano.jp
- 事案内容について：軽井沢町環境課野生鳥獣対策係（担当）佐藤・外川  
電話：0267-45-8556  
メールアドレス：animal@town.karuizawa.nagano.jp